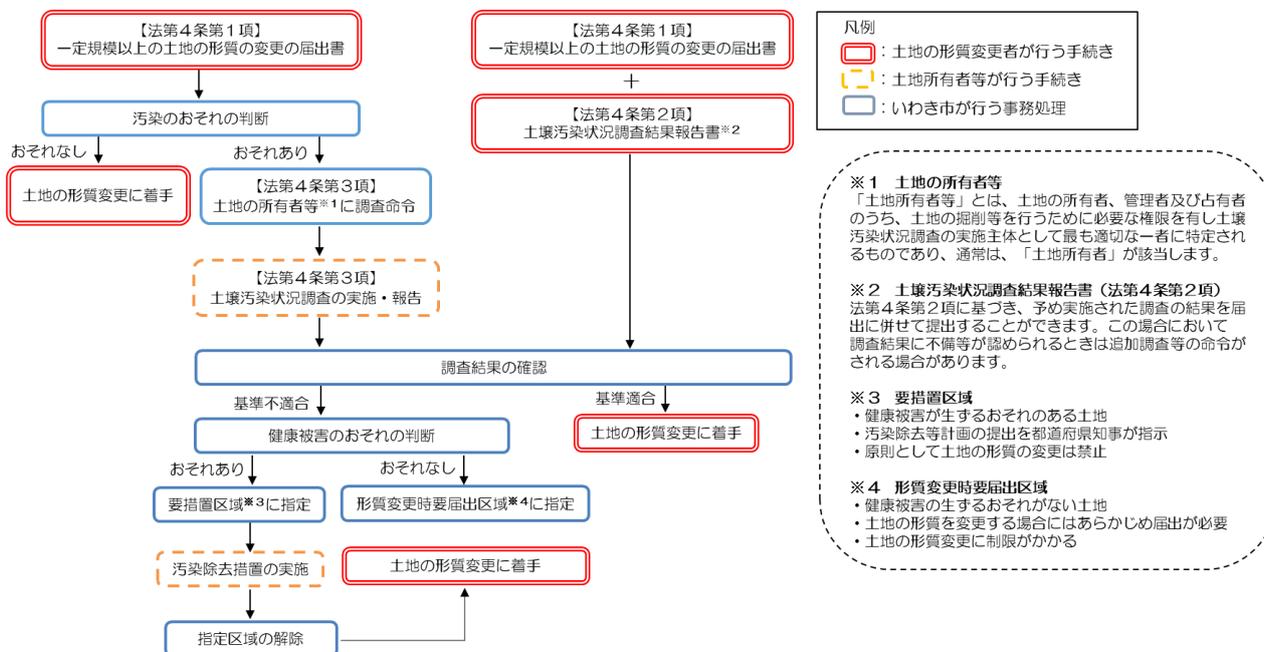


## 一定の規模以上の土地の形質の変更を行う場合の手続き（土壌汚染対策法第4条）

### ○ 届出フロー図

法第4条関連の手続についてフロー図を示します。



### ① 届出要件（法第4条第1）

一定規模以上の土地の形質を変更する場合には、次の区分により**土地の形質の変更**に着手する日の**30日前まで**届出を提出する必要があります。

- 1 水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の土地  
→土地の形質変更が900㎡以上の場合
- 2 以外の土地  
→土地の形質変更が3000㎡以上の場合

### ○ 届出の対象外となる工事について

次の1～6に該当する場合には、届出の要件に該当しても届出を行う必要はありません。

- 1 土地の形質の変更が盛土のみである場合（原地盤を一切掘削しない）
- 2 次の3点のいずれにも該当しない行為
  - ・ 土壌を土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
  - ・ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと
  - ・ 土地の形質の変更に係る部分の深さ（最大掘削深さ）が50cm以上であること

※土地の形質の変更の対象となる土地に1箇所でも深さ50cm以上の掘削がある場合は、深さに関係なく、土地の形質の変更の対象となる土地全体（掘削・盛土区画全体）が届出対象となります

- 3 農業を営むために通常行われる行為（種を蒔いてから収穫するまで）であって、土壌を土地の形質変更の対象となる土地の区域外へ搬出しないもの
- 4 林業の用に供する作業路網の整備であって、土壌を土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しないもの
- 5 鉱山関係の土地（鉱山保安法に規定する鉱山）において行われる土地の形質の変更
- 6 非常災害のために必要な応急措置として行う行為（緊急を要し、やむを得ない行為であること）

## ② 届出義務者について

届出義務者は、「**土地の形質の変更をしようとする者**」です。

※土地所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。

※工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者が該当します。

## ③ 届出期限

「一定規模以上の土地の形質の変更届出書」の提出は、**土地の形質の変更に着手する日の30日前まで**にいわき市長に届け出なければなりません。

※30日前には、届出日及び工事開始日は含みませんのでご注意ください。

## ④ 土壤汚染状況調査結果報告について（法第4条第2項）

本条第1項では、土地の形質の変更をしようとする者に、その着手する日の30日前までにいわき市長への届出が義務付けられています。この30日間は、事実上、土地の形質の変更の着手制限期間となるため、土地の形質の変更の着手までに相当の時間を要し、さらに、同条第1項届出を受けていわき市長によって同条第3項の調査命令がなされるかどうかを、予見することは難しいことから、土地の利用に伴う開発行為を迅速かつ計画的に行うことに支障が生じるおそれがあります。

このため、土地の形質の変更をしようとする者は、土地の所有者等の全員の同意を得て、土壤の特定有害物質による汚染状態について、あらかじめ指定調査機関に調査させて、同条第1項の届出と合わせてその結果をいわき市長に提出することができます。

## ⑤ 調査命令について（法第4条第3項）

本条第1項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令に定める基準に該当することが認められた場合、いわき市長が同条第3項に基づき、土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調

査の実施を命令します。命令を受けた土地所有者等は、土壌の特定有害物質による汚染状況について指定調査機関に調査させ、その結果を120日以内にいわき市長に報告することとなります。

○ 特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準（法施行規則第26条）  
法第4条第3項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 1 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- 2 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- 3 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- 4 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- 5 前3号に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。